

社会福祉法人愛嶺福祉会 太田保育園

役員の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛嶺福祉会の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定める。

(報酬の額)

第2条 役員等に対する報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が法人業務のため出張する場合は、その出張に係る旅費等については費用弁償として支給する。

- 1) 旅費は、実費を支給する。
 - 2) 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
 - 3) 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 2 役員等が理事会、監査、評議員会及び評議員選任・解任委員に出席したときは、費用弁償費として出席1回につき3,000円を支払う。ただし、園の職員等を兼務する役員等については支給しない。

(附 則)

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

(附 則)

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

(附 則)

この規程は、平成31年4月1日より施行する。